

きたかたしおたづきでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく  
喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区

## 防災計画

令和5年3月

福島県喜多方市

# 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画

## 目 次

第1章	計画の背景と目的	1
第2章	基本方針	2
1	想定災害	
2	火災に対する方策	
3	地震に対する方策	
4	雪害に対する方策	
第3章	火災に対する方策	3
1	出火防止・予防対策	
2	早期発見・早期通報	
3	初期消火	
4	避難・救助	
5	延焼防止	
6	消防活動	
7	防災体制	
第4章	地震に対する方策	10
1	伝統的建造物の健全化	
2	耐震診断	
3	耐震補強の促進	
第5章	雪害に対する方策	12
1	建物、隣棟間における雪害対策	
2	地区全体における雪害対策	
第6章	防災対策の推進	14
1	防災対策を推進するための仕組み・体制づくりの推進	
2	防災施設等整備計画	
3	計画の進行管理及び見直しについて	

## 第1章 計画の背景と目的

小田付地区は、喜多方市の中心部を南流する田付川の東側に位置し、西岸の小荒井地区とともに喜多方市街地の中心を形成する。天正10年（1582）に最初の町割が行われ、近村から定期市が移された。江戸時代には、酒や味噌・醤油の醸造業も盛んになり、会津地方北部の交易の中心地として発展した。近世末期までに発展した地割の上に、多様な土蔵が建ち並ぶ町並みは、在郷町・醸造町としての特徴的な歴史的風致を良く伝えている。

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）は、平成30年8月17日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。保存地区では、歴史的風致の維持・向上のため、建造物の修理・修景事業の実施及び防災に関する方策を定めて実施するとともに、地区住民の防災意識の向上を図ることが重要である。

在郷町・醸造町として栄えた小田付地区は、伝統的な地割を良好に残し、古い木造家屋が群として建ち並ぶ反面、細長い敷地の中に隣と接して建物が建てられる等、火災に対する脆弱性が懸念される。また、家屋は増改築を繰り返してきた経過から、大規模な地震における被害が想定され、そうした大規模地震は、これからも発生可能性がある。さらに喜多方市は豪雪地帯に指定されているように、冬期の積雪量が多く、建物に与える影響は少なくない。

本計画は、令和2・3年度の2か年にわたり、災害に関する分析調査を実施し、保存地区における災害特性の把握とそれらの対策に関する成果をまとめた「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書」を参考とし、保存地区の災害に対する人命への安全性の確保、財産の保全及び歴史的風致の維持・向上を実現させることを目的として、「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画」（令和3年12月22日最終告示）に基づき、防災施設等整備事業の実現に向けた防災対策の基本方針と、今後取り組むべき防災施策の指針を示すものとして策定する。

なお、本計画に記載のない水害等の項目については、喜多方市地域防災計画によるものとする。

## 第2章 基本方針

### 1 想定災害

本計画において想定する災害は、火災、地震、雪害とし、さらに積雪時や地震時の火災、積雪時の地震等の複合災害も対象とする。

### 2 火災に対する方策

火災に関しては、火災の進展段階によって課題や解決方策が異なるため、(1) 出火防止・予防対策、(2) 早期発見・早期通報、(3) 初期消火、(4) 避難・救助、(5) 延焼防止、(6) 消防活動、(7) 防災体制の各項目に区分して方策を整理する。

基本的に出火防止・予防対策、早期発見・早期通報、初期消火、避難・救助及び防災体制については地区住民、町内会等による住民が主体となった自助・共助の取組を主体とする。延焼防止、消防活動については、防災施設等設置への援助や消防水利の拡充等、公助の取組を主体とする。

### 3 地震に対する方策

防災計画策定調査で実施した喜多方仕様の大壁実大架構実験や要素実験等、それらの解析で得られた保存地区の伝統的建造物の耐震特性を参考にした耐震診断の実施や、その耐震特性を踏まえた耐震補強の実施を推奨する。補強については、建物の健全化を前提としつつ、建物全体の補強方針を定め、可能なところから順次、補強を行う。

基本方針として、力壁の設置、基礎の強化等が主な方策となる。土蔵に関しては、地震時に外壁の土壁（大壁部分）の土塊が分離することから、外壁の重量を落とすことにあわせ、最大耐力を貫構造と推定した耐震診断を行うことを推奨する。一方、柱の根本や土台の腐食が想定される修理には費用がかかるため、所有者等による点検や早期破損段階での修理についても啓発を進める。ただし、具体的な補強方策は、個別の建物により条件が異なるため、耐震診断や耐震補強についてモデルケースの例示やマニュアル作成を検討する。

### 4 雪害に対する方策

豪雪地帯である保存地区にとって深刻な雪害については、建物自体の補強、建物への積雪対策（融雪、除雪、雪下ろし）、落雪や圧雪による建物の破損防止、敷地内や公共用地における排雪といった視点からの方策を検討し、実施する。

消融雪施設（流雪溝等）には様々な事例があることから、その有効性について継続して検討していく。

いずれの方策も、その手法は日々進歩しているため、情報収集を心がけ、現状より効果的なものがある場合は、都度更新していくことが重要となる。

## 第3章 火災に対する方策

### 1 出火防止・予防対策

保存地区は、木造家屋が密集しており、間口が狭く奥行きが長い特性を有する。家屋内での火気使用箇所としては主に台所等であるが、これらは主屋に設けられている場合が多く、日頃から家屋内における出火防止が重要である。特に冬期、積雪時は公設消防の到着が遅れる可能性が高く、出火防止がなにより重要である。また、保存地区内の伝統的建造物には、旧式電気配線を有する家屋が多数存在し、電気火災の発生も懸念される。他にも放火やたばこ等も出火の原因として考えられる。

住民の防災意識についても、近年は地元や近隣で記憶に残る大規模な火災の発生がないため、意識の希薄化が懸念されている。

これらの課題に対応するため、火災の要因をあらかじめ排除するための方策を講じる。あわせて、住民の防災意識を向上させる方策を講じる。

#### (1) 出火防止意識の徹底

①市は、出火防止のための「地区防災マニュアル」を作成し、地区住民に配布する。

#### (2) 出火要因の解消、出火防止設備の導入

①所有者や管理者等は、一般的な火災要因対策のほかに、古い配線・器具等が多い伝統的建造物で特有の電気火災の防止対策として、電気事業者等の協力を得て配線等の現状の点検をできるだけ速やかに行い、老朽化した配線・器具の取り替え、漏電遮断器等の更新に努める。

②市及び保存団体等は、古い電気配線・器具の取り替えや漏電遮断器等を設置する必要性について、地区防災マニュアルや学習会を通じた普及啓発を推進する。

③市は、地震時の通電火災防災のために感震ブレーカーの普及を図る。

④市及び保存団体等は、感震ブレーカーに対する知識を高める学習会を開催する。

#### (3) 出火防止啓発等の活動

①保存団体等や消防団等は、出火防止啓発活動等を推進する。

②保存団体等は、保存地区内の火災危険箇所である出火要因の把握、点検及び情報の共有に努める。

③保存団体等は、地区の防災に係る情報や設備の表示を「防災マップ」にまとめ、情報を共有する。

④市は、こうした取組に対して、技術支援や専門家の紹介等を行う。

⑤保存団体等は、夜回り等の出火防止啓発活動及び防犯活動の実施を検討する。

⑥市及び保存団体等は、高齢者世帯やその家族等が、日常生活における火災危険性を容易に把握できるような仕組みの構築を推進する。(住宅に潜む火災危険性のチェックリスト等)

⑦市及び保存団体等は、火災安全性の向上のため、住宅用火災警報器等に加え、安全装置付き機器の設置を保存地区住民に推奨する。

※安全装置付き機器

●ガスコンロ

調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置機能への更新

●ストーブ、ファンヒーター

不完全燃焼防止装置、給油時消火装置付き機器への更新

## 2 早期発見・早期通報

保存地区は、高齢者の単独世帯及び夫婦のみ世帯が多く、早期発見・早期通報が困難な世帯が存在している。

消防法改正により、義務化された住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置は進んでいるが、家屋構造の特性により、住警器の種類によっては火災発見や通報が遅れる可能性が想定される。外部通報や近隣通報設備も整備されていないため、早期発見、早期通報の課題が残る。

これらの課題に対応するため、伝統的建造物の防火対策として住警器等の有効な設置について啓発を行い、迅速な感知と警報による早期通報の手だてを講じる。

### (1) 住警器等の設置、点検、更新の徹底

①所有者等は、伝統的建造物の特性に応じた住警器の適切な設置、更新及び器具の普及に努める。

②市は、喜多方地方広域市町村圏組合火災予防条例における取り付けが義務付けられている箇所への設置の徹底、適切な設置・点検・更新方法の普及を図り、さらに追加が望ましい箇所や器具等について、前記の地区防災マニュアル等を通じて推奨を図る。

③市及び保存団体等は、実際に器具を作動させる等の学習会、訓練を行い、適切な設置及び操作点検方法等の普及に努める。

## (2) 早期通報方策の検討支援

①市及び保存団体等は、火災発生の際、迅速に対応するための近隣住民等へ通報する手段を確立する。

②市は、早期通報方策の確立に向け、建物の表通り面へ住警器と連動した外部通報装置等を検討する。また、高齢者の単独世帯に対しては緊急通報システムとの連携も検討する。

③市及び地区住民は、グループ通報の導入等、より相乗的な早期通報の仕組みを検討する。

④市及び町内会等は、効果的な通報等ができるように、日頃より通報対象者の在宅状況の確認に努める。

## 3 初期消火

大地震発生時や積雪時の火災においては、十分な消防活動が期待できず、地区内の多くが消防活動困難区域となることも想定される。

このため、初期消火が重要であるが、住民が手軽に使用できる易操作性消火栓等の消火設備も整備されていない。

これらの課題に対応するため、発災直後に早急に消火活動を行うための施設整備と方策を講じる。

### (1) 初期消火器具の設置、点検、更新

①所有者等は、火気使用場所近辺には、家庭用消火器、水道ホース・ノズル、水バケツ等、個人で使用する消火器具の設置に努める。

②保存団体等は、街頭消火器、水バケツ、可搬ポンプ等を配置し、共同で使用できるように努める。

③市は、所有者や保存団体等が消火器具、設備等の整備を図る場合、その支援を検討する。

### (2) 初期消火設備の導入

①地区住民や保存団体等は、初期消火困難箇所の把握を行う。

②市は、上水道の使用を前提に、速やかな初期消火が行えるよう、操作が容易な易操作性消火栓や水系簡易消火装置等を伝統的建造物やその周辺に計画的に設置する。

③市は、特定水道連結型スプリンクラー等、建物内部への放水を可能とする初期消火設備等の設置について推奨する。

### (3) 初期消火の訓練

①保存団体等が主体となり、地区住民や保存地区内の従業員等と連携し、実践的な訓練を通じて消火器具や初期消火設備の習熟に努める。夜間は第一発見者の対応が必須であり、女性や高齢者を含めた誰もが対応可能な訓練を目指す。

②保存団体等は、消防署の指導のもと、初期消火が可能な火災の段階や効果的な初期消火訓練（消火器や消火栓の操作訓練等）を実施する。

## 4 避難・救助

積雪時に地震や火災が発生した時には、家屋特性上、二方向避難が困難となり、保存地区の高齢者等、避難困難者の発生が想定される。

こうした課題に対応するため、発災後の避難、誘導の手段と被災者救助のための方策を講じる。

### (1) 家屋内からの二方向避難路の確保

①所有者等は、地震または火災が発生した場合等を想定し、屋内から屋外、屋外から避難場所まで安全に避難できる空間及び経路を日頃から確保する。

②市及び町内会等は、発災時家屋内からの二方向避難路の確保のため、隣地への避難について協定等の検討を行う。

### (2) 避難に有効な施設・設備の確保

①市は、避難場所として防災拠点の整備を図る。そのため、寺社境内等の空地や屋外駐車場等を延焼防止や災害発生時の一時避難場所及び防災器具の収納場所等に利活用できるよう所有者等との協議調整を進める。利活用方法に関しては、自主防災組織や専門家等を交えて検討する。

②市は、緊急時に観光客を適切に避難誘導する避難誘導表示板等を整備する。

### (3) 避難・救助方策の検討支援

①保存団体等は、観光客の避難誘導や避難行動要支援者への対応も含む訓練等を通じて保存地区内の避難計画を作成する。

②市や保存団体等は、日頃から避難行動要支援者の安否確認と救助方策の検討を行う。

#### (4) 避難・救助の訓練

①市や保存団体等は、定期的に避難及び救助訓練を実施し、住民意識の向上を図る。

### 5 延焼防止

保存地区では、建物内の延焼防止及び木造家屋が密集することによる隣棟間の延焼防止が必要である。

土蔵には一定の延焼遅延効果を期待できるが、土蔵が破損すると避難や消火に支障をきたし、被害の拡大が懸念される。

これらの課題に対応するため、火災を拡大させないための方策を講じる。

#### (1) 隣棟単位の延焼抑制性能の向上

①市は、火災対策と雪害対策の双方にとって防災効果が期待できる外壁仕様への改修方法を検討し、隣棟単位の延焼抑制性能の向上に努める。

②市は、建物内部への放水を可能とする初期消火設備等の設置について推奨する。

#### (2) 家屋単位の延焼抑制性能の向上

①地区住民や保存団体等は、初期消火困難箇所の把握を行う。

②所有者等は、延焼の恐れのある範囲の木現し部に不燃・難燃塗料を塗布する等の防火対策に努める。

③市は、これらの改修に対する支援を検討する。修理事業において、延焼抑制のため開口部に網入りガラスもしくは同等の防火性能を有するガラスの設置、土蔵の土戸や裏白戸等防火戸の改修を推奨し、延焼抑制性能を高める。また、防災訓練の際には土戸の開閉を行う。

#### (3) 地区単位の延焼抑制性能の向上

①市は、寺社境内等の空地・道路・水路・土蔵等、保存地区の延焼抑制資源を把握し、その継承、防災性能の向上に努める。

②市は、保存地区の周辺からの延焼を食い止めるため、適切な延焼遮断帯の確保と、これと一体となった保存地区及び周辺部への消火栓の設置等の消防設備の設置を図る。

## 6 消防活動

公設消防設備は、消防水利の基準通りに全域をカバーしているが、火災や救急要請が同時多発的に発生した場合や大規模地震に火災が発生した場合は、公設消防が機能するのに時間がかかることが想定される。その際は消防団等が消火にあたるが、大規模地震の時は水道設備が破損し、消火栓が使用できない事態が想定され、消火活動に支障が出る可能性がある。また、積雪時等、消防隊が敷地内に進入しづらい事態も想定される。

これらの課題に対応するため、効果的に消防活動を行うことができるための設備と方策を講じる。

### (1) 消防活動に対する住民の意識啓発

①市及び保存団体等は、学習会等の開催により、消防活動に対する意識の啓発を図る。

### (2) 震災時等の消防活動空間の確保

①市は、延焼遮断帯や一時避難、救護場所等防災拠点としての機能を有し、消防活動時には消防活動空間となるオープンスペースを確保する。

②市は、建物の耐震強化と消防隊の進入路を確保するため、修理修景事業の実施時に、家屋の構造補強や適切な建物配置を推奨する。

### (3) 消防水利の拡充

①市は、大規模地震等で断水し、消火栓が機能しない場合を想定し、耐震性防火水槽及び可搬ポンプの整備を検討する。また、既存消火栓の耐震化や耐震消火栓の増設を図る。

②市は、豪雪地の地域性を踏まえ、融雪等、多目的用途に活用できる耐震性防火水槽の整備を検討する。

③市や町内会等は、敷地背面の附属屋等に可搬ポンプ等の設備を収納し、防災資機材庫として活用することを検討する。伝統的建造物に対しては、二方向からの消火活動が可能となるよう検討する。

### (4) 効果的な防災訓練の実施（消防署等との訓練）

①市は、消防署・消防団の連携により消防訓練を実施する。整備拡充する耐震性防火水槽の確認と積雪時の消火対応等、消防設備を効果的に活用した消防訓練を適切な頻度で実施する。

## 7 防災体制

市は、保存地区内の自主防災組織未設置行政区において、自主防災組織の編成に向けて働きかける必要がある。一方で高齢化が進んでおり、自主防災活動に支障を来たしかねない状況にある。

こうした課題に対応するため、自主防災活動による地域防災力の向上のための方策を講じる。

### (1) 自主防災活動による地域防災力の向上

- ①保存団体等は、消防団OB等の協力により、自主防災活動のリーダーとなる人材の育成を図る。
- ②保存団体等は、「地区防災マニュアル」や学習会を通じた自主防災活動に係る普及、啓発を推進し、訓練を実施する。
- ③保存団体等は、地区内及び周辺企業・団体との連携（防災活動協定等）に取り組み、保存地区の防災活動の充実を図る。

## 第4章 地震に対する方策

### 1 伝統的建造物の健全化

保存地区における伝統的建造物の耐震対策を実施する機会は、主に「修理」の時である。修理の際には、土台・柱足下の腐朽箇所の修理、軸部傾斜の修正、壁の補修、部材接合部の緩みの修理等、構造全体の健全化を図る。また、破損・腐朽対策として土台等、雨がかりへの水切りの設置等も耐震対策の第一歩とする。

### 2 耐震診断

地域に伝統的建造物の構造に精通した専門家が少なく、ほとんどの家屋が耐震診断を受けていない。また、住民による伝統的建造物の点検や手入れ等の必要性についても十分な理解が浸透していない。

こうした課題に対応するため、伝統的建造物の構造特性や適切な耐震診断について、普及啓発を図る。

#### (1) 建物の日常的な点検の啓発

①市及び保存団体等は、所有者自らが簡易的に自己診断できる方法を、マニュアルや学習会等により周知し、建物の状態に気を配る習慣を広める。

②市及び保存団体等は、所有者が自己診断により建物の異変に気づいた場合、専門家に相談できる窓口を設置する。

#### (2) 伝統的建造物に適した耐震診断手法の啓発

①市は、伝統的建造物の構造に精通した専門家の育成を図り、専門家向けの耐震診断マニュアル等を作成する。

#### (3) 耐震診断の促進

①市は、保存地区における伝統的建造物の構造特性に適した耐震診断を受けることを推奨する。

### 3 耐震補強の促進

保存地区の伝統的建造物は耐震性能が不足している。耐震補強は、いずれも工期や工費を要することから、経過補強として実施可能な構造補強の方策を整理する必要がある。

これらの課題に対応するため、伝統的建造物の構造特性に合致した構造補強を検討し、その普及、促進する方策を講じる。

(1) 保存地区の伝統的建造物の特性に合致した構造補強方法の検討と耐震補強の促進

①市及び保存団体等は、保存地区の伝統的建造物に適した耐震補強方法を検討し、専門家向けの耐震補強マニュアル等を作成する。

②所有者等は、伝統的建造物の修理の工事等の機会を通じて、耐震診断、耐震補強の実施に努める。

## 第5章 雪害に対する方策

### 1 建物、隣棟間における雪害対策

保存地区は豪雪地帯であり、積雪による建物の破損被害が多く見られる。短冊状の長い敷地にある伝統的建造物の屋根に積もる雪は大量であり、かつ隣棟間隔が狭いという保存地区の特性から雪下ろしのスペースもないため、雪下ろしには多くの労力を必要とするが、各家屋で伝統的に行われてきた雪下ろしは、社会環境の変化と住民の高齢化により困難な状況にある。また、隣棟間隔が狭いことと伝統的建造物の屋根勾配の関係から、積雪や落雪による破損を数多く発生させている。

これらの課題に対応するため、伝統的建造物の構造特性を把握し、積雪による破損の発生が想定される箇所の補強及び消雪のための方策を講じる。

#### (1) 屋根や軒の積雪対策

①市は、積雪時の最大荷重に対応した補強を推奨する。

②所有者等は、落雪被害の要因となる屋根部への雪止めの設置等を行い、安全性の確保に努める。また適宜、屋根の雪庇処理や雪下ろし等を行い、建物の破損や落雪による人的、物的被害が出ないように維持管理に努める。

③市及び専門家等は、積雪により破損が多く見られる軒廻りの補強について、伝統的建造物の外観や町並み景観に影響を及ぼさない範囲で、垂木や野地板等の補強対策を検討する。

④市は、屋根融雪装置の導入を推進する。導入にあたっては、景観面やランニングコストに配慮したものを検討し、マニュアルを作成する。併せて融雪装置の設置の支援を検討する。

#### (2) 圧雪、腐朽等に対応するための建物側面補強

①市は、伝統的建造物の側壁を雨や雪からの腐朽、積雪や落雪による破損等から守るために、前述の延焼防止方策と併せた仕様を検討する。

### 2 地区全体における雪害対策

保存地区内では、道路除雪等により道路の幅員が狭まり、歩行者と車両の接触等、事故の危険が懸念される。また、流雪溝の消雪能力の低下も懸念されている。これらの課題に対応するため、保存地区内における除雪の推進と除雪設備の改修及び整備を推進する方策を講じる。

(1) 地区内における排雪対策

- ①所有者等は、道路除雪等により道路脇に積雪された雪を処理し、歩行者等の安全の確保に努める。
- ②町内会や自主防災組織等は、融雪剤の配布や除雪機を購入し、地区に貸出す等、保存地区の除雪方法を検討する。
- ③市は、保存地区内の流雪溝の改修を推進する。

## 第6章 防災対策の推進

### 1 防災対策を推進するための仕組み・体制づくりの推進

①市は、町内会や自主防災組織等と防災設備の維持管理等、防災対策の具体的な取組について協議調整し、協働して実施できる支援体制や仕組み等を構築する。

②市は、伝統的建造物の修理・修景事業において、防災力の向上に向けた消防設備設置や点検等助言・指導を進めていくとともに、個々の修理・修景事業の履歴や防災に関する情報等を「町並み保存の記録」として整理し、防災対策の検討に資するようデータの蓄積を図る。

③市は、町内会や自主防災組織等と避難経路の確保や警報装置設置等、保存地区で一体的に進めることが効果的な防災対策等について協議調整を行う場づくりを進める。

### 2 防災施設等整備計画

防災対策の実施にあたっては、地区住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）等それぞれの役割分担を明確化しつつ、連携強化（協働）が図られる体制を構築することが重要である。

ここでは、防災対策に関する役割分担やソフト・ハード両面の取組について、短・中・長期的対策等を示す。

【凡例】スケジュール… 短期：概ね3～4年 中・長期：概ね5～10年  
 役割分担 … ◎主体 ○協力・支援

項目	課題	対策	事業種別		実施時期			役割		
			ハード	ソフト	継続	短期	中・長期	所有者等	保存団体等 地区・	市
火 災	出火予防	古い電気配線・器具の取替	●		★			◎		○
		漏電遮断器の設置・管理の徹底	●		★			◎		○
		感震ブレーカーの設置・管理の徹底	●		★			◎		○
	出火予防	防災マニュアル・防災マップの作成		●			★		○	◎
		防災に関する学習会等の開催		●	★			○	◎	○
		不審火・失火防災の警戒		●	★			◎	○	

項目	課題	対策	事業種別		実施時期			役割		
			ハード	ソフト	継続	短期	中・長期	所有者等	地区・ 保存団体等	市
火災	早期発見・通報	住警器の設置・ 管理の徹底	●		★			◎		○
		外部通報装置の整備	●				★	○	○	◎
	初期消火	街頭消火器等 消火器具の整備	●			★			◎	○
		易操作性消火栓・簡易 消火装置の整備	●				★			◎
		スプリンクラー設備 設置の検討	●		★			◎		○
	避難・救助	二方向避難路の確保		●	★			◎		○
		一時避難所及び防災 器具収納場所の確保	●			★			○	◎
		防災訓練の定例実施 (初期消火・避難・救助)		●	★				◎	○
	延焼防止	防災効果を有する外壁 仕様の検討(隣棟間)		●	★			○		◎
		延焼抑制性能向上改修 の推進	●		★			◎		○
		延焼抑制資源の把握		●		★				◎
	消防活動	耐震消火栓の整備	●			★				◎
		耐震性防火水槽の整備	●				★			◎
	体制	防災	自主防災活動の活性化		●	★			◎	○
	地震	耐震対策	劣化・破損の日常点検		●	★			◎	
建造物の健全化			●		★			◎		○
耐震診断の促進				●	★			◎		○

項目	課題	対策	事業種別		実施時期			役割		
			ハード	ソフト	継続	短期	中・長期	所有者等	保存団体等 地区・	市
地震	耐震対策	構造補強指針の作成		●		★				◎
		建造物の構造補強推進	●		★			◎		○
雪	屋根積雪対策	適切な雪下ろしの実施		●	★			◎	○	
		効率的な屋根融雪の調査研究		●		★				◎
害	排雪対策	流雪溝の改修	●				★			◎
		融雪剤配布・除雪機購入、貸出	●				★		◎	○

### 3 計画の進行管理及び見直しについて

本計画の推進は、防災に関する啓発や防災訓練等、継続的な取組とともに、伝統的建造物の保存修理や防災に関する技術の向上、人口の増減や住民の高齢化等による地域ニーズの変化や地域コミュニティの維持・活性化のための取組等、地域を取り巻く状況変化を踏まえた防災対策の検討が必要である。そのため、本計画の進行管理については、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、取組の検証等を行いながら、計画の推進を図る。

なお、本計画は今後の社会情勢や災害リスクの変化、防災に関する諸制度の更新や防災技術の向上等を考慮し、概ね10年を目安に計画内容の見直しや改訂を行うこととする。